

【基本的な学校での生活様式】

- 3密（密閉、密集、密接）を避け、人との間隔を1 m以上（できるだけ2 m）とる
- 正しくマスクを着用する
 - ※鼻マスク、あごマスクは認めない
- 手洗いや手指のアルコール消毒等を丁寧に行う

1 登下校について

- (1) 登校前には、必ず検温等健康観察をして登校する。児童、同居のご家族に発熱等風邪の症状（発熱、喉の痛み、咳、鼻水等）が見られる場合には、登校せず自宅で休養すること。また、その場合には、ためらうことなく速やかに受診すること。
 - *上記の場合、児童は「欠席」ではなく「出席停止」扱いとする。
- (2) 登校後は、密にならないようにし、教職員が児童玄関（外側）で健康観察表をチェックする。なお、健康観察表は、ランドセルにつるすこととする。
- (3) 登校後は、手洗いや手指のアルコール消毒を行う。（健康観察表をチェックし、児童に発熱等風邪の症状がみられる、または、同居のご家族に発熱等風邪の症状がみられるが登校した場合には、教室には入れず、別室に移動させ、保護者に連絡・確認をする。）
- (4) 登下校時も、マスクの着用を原則とする。天候によりマスクが濡れることも考えられるため、予備のマスクを持参する。

2 各教科等の指導における感染対策について

- (1) 座席を1 m以上あけて配置する。
- (2) 教職員が廊下や教室の窓（2方向）を開け、常時換気を原則とする。
- (3) 体育の時間など身体を動かす活動等は、教師の指示により、人との距離をとるなどの感染症対策を講じた上で、マスクをはずして活動することがある。
 - ※なお、マスクをはずすことを強制するものではない。
- (4) 教科活動で当面行わない内容
 - ①生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク
 - ※話合いが必要な場合は、横並び・短時間で行う、または、パーテーションを使用する。
 - ②室内で児童が近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ③家庭科における「児童同士が近距離で活動する調理実習」
 - ④理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ⑤体育における「児童が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
 - ※なお、感染のリスクが高いような学習活動が見られた場合は、指導順序（単元）の変更や内容の工夫等を行った上で実施することを検討する。

3 給食について

- (1) 配膳は教職員が行い、エプロン、マスク、手袋を着用する。
- (2) 手洗いや手指のアルコール消毒を済ませ、セルフ形式で行う。（各自で給食を運び、食べ終わった児童から食器等をしまう。）
- (3) 前を向いて食事をし、絶対に会話はしない。
- (4) 食事が終わり次第、マスクを着用する。
- (5) 教職員は、配膳の前後に配膳台をアルコール消毒する。

4 図書室について

- (1) 密になることや不要な会話を避けるなど、感染症対策を十分に講じた上で図書室を利用し、貸出、閲覧は可とする。
- (2) 返却された本は、表紙等の消毒後、数日間（3日間相当）は貸出をしない。

5 休み時間について

- (1) 休み時間もマスクの着用を原則とする。
- (2) 業間、昼休みの時間は、密を避けるため体育館を学年ごとに割りあてる。なお、ボールの貸出は行わない。また、アクティブワンも休止とする。
- (3) 体育館の使用により、密な状態や接触等が見られる場合には、体育館の使用を見合わせる。
- (4) 昼休み等天気のよい日は、グラウンドの使用を認める。
- (5) 活動前後には、手洗いや手指のアルコール消毒を行う。

6 清掃について

- (1) 清掃中もマスクの着用を原則とする。
- (2) 清掃は、火曜日と金曜日の週あたり2日間のみ実施する。
- (3) 清掃後は、手洗いや手指のアルコール消毒を行う。

7 ご家庭へのお願い

- (1) 毎朝、検温と健康観察を丁寧にお願いします。(ご家族の検温、健康観察を含む)
 - ① お子様、同居のご家族に発熱等風邪の症状がみられる場合には、登校することなく、速やかに受診し、自宅で休養するようお願いいたします。児童本人およびご家族の健康等の状況把握も含め、健康観察表を確認し(必要時応じて保護者に連絡)、教職員がお子様の入室可否等を判断します。各ご家庭におかれては、確実に健康観察表にご記入いただくようお願いするとともに、お子様の登校についても慎重にご判断願います。
 - ② 登校後に発熱などの症状(体調不良等)がみられた場合は、お子様を別室に移動させ、すぐに保護者に連絡を入れますので、お迎えをお願いいたします。その際、速やかに受診してください。なお、兄弟姉妹も同様に下校していただきます。(中学校とも連携します)
 - ③ お子様、同居のご家族が抗原・PCR等検査(行政検査以外の無料検査も含む)をお受けになる場合、接触者または濃厚接触者に認定された場合は、第一報として、速やかに本校教頭(86-1119)までご連絡願います。また、検査を受けられた場合には、結果が判明次第、陰性および陽性にかかわらず、必ずご連絡をお願いします。
 - ④ お子様、同居のご家族に発熱等風邪の症状がある場合には、ためらうことなく、受診をする、または、かかりつけ医・最寄りの医療機関に電話相談してください。かかりつけ医を持たない場合や、受診先に迷う場合は、「受診・相談センター」(20-0795)に相談してください。
- (2) 予備のマスク、ハンカチをランドセルに常備するようお願いいたします。
※マスクを忘れる児童がおります。お忘れの際はマスクをお渡ししていますが、登校前のお声かけにご協力願います。
- (3) 学校以外の場でもマスクの着用を徹底してください。
- (4) 清掃の関係により、月曜日と木曜日は通常の下校時刻より早く下校します。下校時刻については、すでにお示ししています。
- (5) 各ご家庭におかれては、併せて「県民行動指針 Ver.33(令和4年1月13日更新)」をご参照願います。

8 その他

今後の感染状況や国・福井県・福井市の動向等で、随時変更することがありますので、その旨ご了承願います。